

より安全な駐車場を目指して

＝岐阜市＝

駐車場は、車と歩行者が混在する、非常に危険な場所です。駐車場利用者自身が、安全に心がけることが最も重要ですが、駐車場の管理者におかれましても、更なる安全対策をお願いします。

駐車場法等による技術的基準 ※裏面参照

- ・駐車場法では、駐車のために供する面積（駐車マス部分の面積）が500㎡以上の駐車場について、技術的基準が定められており、その技術的基準を遵守することが義務付けられています。
- ・バリアフリー新法においても、特定路外駐車場の管理者に対して、路外駐車場移動等円滑化基準の適合が義務付けられています。



＜お願い事項＞

駐車場の「車止め」につまずいて転ぶ事故が発生しています。より安全な駐車場の設置にご協力願います。

- (1) 駐車場においては、歩行者用動線を明確にする。
- (2) 床と同じ色や素材とすることを避け、目立つような工夫をする。
(国土交通省 国土技術政策総合研究所 建築研究部 建物事故予防ナレッジベースより)



(1) 歩行者動線を明確

歩行者通路を明示し、歩車道を分離するなどの安全対策が重要です。

岐阜市駅西駐車場

(2) 目立つような工夫

床と異なる色や素材とすることも有効な手段の一つです。



岐阜市金公園地下駐車場

お問い合わせ

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

岐阜市 都市建設部 都市計画課 施設・駐車場係

TEL : 058-214-2380

e-mail : toshi@city.gifu.gifu.jp

◆駐車場法	
(構造及び設備の基準)	
第11条	路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。
◆駐車場法施行令 第7条～第15条 [技術的基準]	
1 「自動車の出口及び入口」に関すること	
【自動車の出入口を設けてはならない箇所】	
(1)	道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分 ア 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル イ 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内 ウ 横断歩道又は自転車横断帯及びその前後の側端からそれぞれ前後に5m以内 エ 安全地帯の左側部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内 オ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内 カ 踏切及びその前後の側端からそれぞれ前後に10m以内 (2)横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内の道路 (3)下記施設の出入口から20m以内の道路(車道が上下線で分離されていない場合等には反対側の左右20mも対象) 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館 (4)橋 (5)幅員が6m未満の道路 (6)縦断勾配が10%を超える道路
【その他出入口に関して守るべき事項】	
(7)	前面道路が2以上ある場合は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設置 (歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど特別な理由があるときは例外。)
(8)	自動車の駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合は、出口と入口を分離し、かつ、10m以上の間隔を確保
(9)	自動車の回転を容易にするために必要がある場合は、出入口にすみ切りを設置(切取長さは1.5m以上)
(10)	出口付近の構造は2m[1.3m]後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、左右それぞれ60度以上の範囲内が確認できる視界を確保 []内は自動二輪専用駐車場の場合
2 「車路」に関すること	
(1)	自動車の車路の幅員 ア 幅員5.5m[3.5m]以上を確保 イ 一方通行の場合は3.5m[2.25m]以上を確保(料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行の車路は2.75m[1.75m]以上) (2)建築物である路外駐車場の車路の構造 ア はり下の高さは2.3m以上を確保 イ 屈曲部は内のり半径を5m[3m]以上を確保 ウ 傾斜部の縦断勾配は17%以下 エ 傾斜部の路面は滑りにくい構造とする []内は自動二輪専用駐車場の場合
3 「建築物である駐車場」に関すること (車路以外)	
(1)	駐車する部分の「はり下の高さ」は2.1m以上を確保
(2)	直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は、建築基準法施行令第123条第1項もしくは第2項に規定する避難階段、またはこれに代る設備を設置
(3)	給油所等の火災の危険のある施設を附置する場合は、当該施設と駐車場を「耐火構造の壁または特定防火設備」により区画
(4)	内部の空気を1時間に10回以上直接外気と交換する能力のある装置の設置(開口部がある場合その面積がその階の床面積の10分の1以上ある場合は例外)
(5)	車路の路面は10ルクス以上、駐車部分の床面は2ルクス以上の照度が確保できる照明設備の設置
(6)	自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置の設置

◆バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)	
第11条	路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場(以下この条において「新設特定路外駐車場」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。
◆移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 第2条、第3条 [路外駐車場移動等円滑化基準]	
1 「車いす使用者駐車施設」に関すること	
(1)	駐車マスの幅は、350cm以上とすること。
(2)	路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
(3)	移動円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に車いす使用者用駐車施設を設置すること。
2 「路外駐車場移動円滑化経路」に関すること	
(1)	当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段差を設けない。(傾斜路を併設する場合を除く)
(2)	経路の出入口の幅は、80cm以上とすること。
(3)	当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、120cm以上とすること。 イ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
(4)	当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 イ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 ウ 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。 エ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

※これら技術的基準については、都市計画課 施設・駐車場係にご相談ください。